

2013年3月1日

茨城県知事
橋本 昌 殿

日本共産党茨城県委員会
委員長 田谷 武夫
県議会議員 大内久美子

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編） 素案の抜本的見直しを求める申し入れ

県は、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）素案をまとめ、2月26日から3月15日まで意見募集（パブリック・コメント）を行い、3月中にも決定しようとしています。しかし十分な議論なしに「防災計画を決める」ことは、原発再稼働を推進することにならざるを得ません。性急な決定をやめ、以下の点で抜本の見直しを求めます。

（1）東海第2原発の再稼働を前提にしないでください。

多くの県民は東海原発の再稼働に反対しています。もし東海第2原発の再稼働を前提にするなら、福島原発事故の原因究明が先決です。東海原発には大量の使用済み核燃料がプールに貯蔵されています。防災計画は、この危険から県民を守ることが求められます。

（2）「福島原発事故規模」の想定をあらためてください。

過酷事故を福島原発事故並み（破局にいたる時間的余裕、放出放射能量）を最高としています。しかし原発事故は、「これが最悪」ということさえも想定できません。福島事故で大気中に放出された「死の灰」は、原子炉内総量の1割程度で、放射性ヨウ素やセシウムなどは1～2%とされていますが、もっと大量に放出される事故も起こり得ます。

東海第2原発事故の放出放射能量は福島第一の60%と設定していますが、福島第一事故並みを上限とする根拠はありません。東海の場合、再処理部門も立地しているので特に過酷事故の極大化を想定しなければなりません。

（3）住民参加で避難計画をつくってください。

①東海第2原発の半径30Km圏内の住民約100万人の避難先について

県は、国民保護法に基づく市町村の避難施設を調査しました。30Km圏外の30市町村の避難施設は1,030箇所、約235万平方メートルです。県原子力安全対策課は「高齢者、幼児もいる、避難者を受け入れた経験から一人当たり

4平方メートルが妥当、かつ現実的な面積」と判断し、避難所の収容人数は、約59万人と算出しています。県防災・危機管理課は「実際の避難者と物質の輸送車両乗り入れが必要で、夏冬の事故を想定すると冷暖房の有無も考慮に入る」と指摘しています。1,030箇所避難施設のうち、冷暖房設備、大型車両の2つの条件を満たす施設は585箇所しかありません。

②避難住民の輸送車両の確保について

県内の路線、観光バスは約7,000台で、すべてを動員できたと仮定した場合に避難者を1回に24万人を輸送できますが、現実的には不可能です。鉄道についてみると3.11の時には常磐線は、運行を停止していました。事故後ただちに避難する5キロ圏の「予防防護措置地域（PAZ）」の住民は、約6万人を緊急避難させるためマイカーを利用した場合どの程度の渋滞になるのか見当もつきません。

③避難道路の確保について

東海村は、久慈川、那珂川に架かる主要橋は25本のうち6本が3.11震災で橋脚の破損、段差で使用できなくなりました。避難道路は、原研、動燃、原電から3本の避難ルートがありますが、西側に抜ける道路は1本だけです。県原子力安全対策課が昨年4月に100万人を30キロ圏外に逃がす避難道路の検討をしましたが、見通しはつきませんでした。

④避難訓練の実施計画について

福島第一原発事故では、事前の想定をはるかに超えた規模で事態が進展し、地震と津波の被害も重なり、停電と通信途絶が追い打ちを掛けました。原子力防災訓練の在り方も、大幅な見直しが迫られています。紙の計画ではなく、実際の訓練を経た計画が必要です。

⑤生活弱者の避難先の確保、避難経路、輸送手段の確保について

県原子力安全対策課によると東海第2原発の半径30Km圏内対象自治体14市町村にある病院は82、介護施設が加わればさらに膨らみます。生活弱者対策の避難対策は、具体化できていない状況です。

(4) 防災計画は「生命・身体の安全」だけでなく「財産」も明記してください。

(5) 地域防災計画は大事な計画であり、議会審議を行うようにしてください。

(6) 福島事故からみても、30キロ圏外30市町村でも「地域防災計画（原子力災害対策編）」の作成をするようにしてください。

以 上